

商業力向上支援事業

公募型企画提案 委託業務仕様書

1 業務名

商業力向上支援事業委託業務

2 目的

多種多様な商品やサービスがあふれている中、小規模企業、中小企業は、他社との価格競争に巻き込まれ、売上や利益が生まれにくい状態である。社会・経済の構造が大きく変化し、消費者のニーズや嗜好が多様化する中、企業は自社の競争優位性を高め、より高い付加価値を生み出す商品やサービスを提供することが求められている。

本事業は小売業を中心に、いかに他社との差別化を図り、高い付加価値を生み出すことについて学ぶ機会を提供し県内小規模企業、中小企業の継続的な発展に寄与することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

4 業務概要

- (1) 受講者の募集、受付・連絡業務
- (2) セミナーの開催業務
- (3) セミナー終了後のフォローアップ等の業務
- (4) その他、本業務の遂行に関連する業務

5 委託業務の内容

- (1) 受講者の募集、受付・連絡業務

ア 広報

① 募集チラシの作成

- a チラシは、1,000部以上作成すること。
- b デザイン・内容については事前に県の下承を得ること。
- c 印刷の仕様 A4版、両面、4色刷
- d 作成したチラシのデータ（PDF形式）を県経営支援課へ納品すること。

② インターネット上での広報

受託者の所有する Web 媒体（ホームページ、メーリングリスト、SNS 等）やその他効果的な媒体等で積極的に周知・募集を行うこと。

イ 受付・連絡業務

契約期間中、参加申込の受付と参加者への連絡業務を行うこと。申し込み手段は原則WEBでの受け付けを想定するが、幅広い参加者を想定し、利便性を考慮した申込フォームを作成すること。また参加者情報については、後述の報告書で提出できるようデータ及び紙媒体で取りまとめること。

(2) セミナーの開催業務

ア 開催時期

県内の中小企業を対象に、競争優位性を高めるためのセミナーを、委託期間中に4回以上(各回2時間以上)、開催すること。

イ 内容

- ① 他社との差別化を図り、より高い付加価値の商品やサービスを提供するために必要な戦略を習得できる内容とすること。
- ② デジタルデータを活用したマーケティング戦略を学べる内容とすること。
- ③ 実店舗販売だけではなくEC（電子商取引）も活用した販売戦略を学べる内容とすること。

ウ 開催場所

奈良県内の利便性のある会場を設定し、県と協議のうえ設定すること。

エ 受講対象者

- ① 県内の中小企業・事業所の経営者及び管理職
- ② 各回のセミナーの定員は10社以上とすること。

オ 開催方法

- ① 受講者に受講料を一部負担させることができる。受講料を一部負担させる場合は、受託者が徴収することとし、受講料は本委託の委託料に含まないこと。
- ② 講師には、小売業において競争優位性を高めるための理論、実践方法、及びその導入事例に関して豊富な知識と経験を有し、受講者に対してその知識を効果的に伝えることができる人物を県と協議のうえ選定すること。
- ③ セミナーのタイトルは各回の内容がよく分かり、参加意欲が沸くようなものにすること。
- ④ グループワーク、講師からの課題（フィードバックを含む）等を通じ、受講者が主体的に学ぶことができる内容とすること。
- ⑤ セミナーの内容は、上記イに沿ったものとし、県と協議のうえ、決定すること。
- ⑥ セミナー開催における会場や備品の手配及び運営は、受託者において行うこと。
- ⑦ テキストは受託者が作成し、セミナー終了後も受講者が継続して使用できるものとする。
- ⑧ 受講者によるセミナーの評価を把握するため、セミナー終了時にアンケートを実施し、とりまとめること。
- ⑨ その他運営に関するすべてのことについて不備がないよう実施すること。

(2) セミナー終了後のフォローアップ等の業務

ア 受講者のフォローアップ

セミナー受講者が実務に学びを活かせるよう、セミナー終了後も適切な支援機関へつなぎ、継続的な支援を受けられるようにすること。

イ 業務完了報告書等の提出

委託業務完了後、「業務完了報告書」及び「収支報告書」を作成し、県の検査を受けること。また、県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。なお、実績報告書には、次の書面を添付すること。

- ① 実施体制、スケジュール
- ② 実施状況
- ③ 受講者の経営状況に関する課題の分析・所感
- ④ 受講者の感想

(4) その他、本業務の遂行に関連する業務

その他、上記(1)～(3)に係る内容をより効果的に行うために必要と認められる業務。

6 業務実施上の条件及び留意事項

(1) 県との連絡体制

受託者は本事業の適切な実施のため、県と連絡調整を行い得る体制を整えること。

(2) 個人情報保護の取扱い

業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、奈良県個人情報保護条例の趣旨を踏まえるとともに、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳正な管理を行い、本事業の実施以外の目的で使用してはならないこと。

(3) 再委託等の取扱い

受託者は業務の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならないこと。

ただし、業務の一部を委託することについて、本県の許可を得た場合はこの限りではない。なお、再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

(4) 業務実施体制

統括責任者を選任するとともに、本業務を実施する際の業務実施体制表を契約時に作成し、県に提出すること。

(5) 協議の実施

県と受託者は、本業務に関して、必要に応じて協議を実施するとともに、受託者において議事録を作成すること。

県から業務の改善を求めた場合、受託者はすみやかにこれに対応すること。

(6) 帳簿等の整備

経理にあたっては、その支出の内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、国又は県の要求があったときは、いつでも

閲覧に供することができるように保存すること。

(7) 権利の帰属

著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。

なお、成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。

また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、奈良県会計規則、奈良県個人情報保護条例その他関係法令・条例を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に係る経費のうち、本仕様書内で支援対象事業者に負担させることができるとしている費用以外の一切の費用を支援対象事業者に負担させてはならない。なお、費用負担の区分に疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議のうえ決定すること。
- (4) 別記1「公契約条例に関する遵守事項」、別記2「個人情報取扱特記事項」及び別記3「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守すること。

以上

公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額(同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者(同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者(同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 「甲」は県を、「乙」は受託者を指す。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。
特に下記の事項については留意すること。

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証又はプライバシーマーク等の第三者認証等を取得していることを明示すること。

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）。

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証又はプライバシーマーク等の第三者認証等を取得していること）を明示すること。

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故又はそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと。

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること。

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCC で送信すること。
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること。

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること。

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること。

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと。

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること。

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること。

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること。

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること。

(サービスの設定)

第12 発注者又は受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること。